わざわざ商店やコンビニエンスストアに買い物に行かなくてもスマホのアプリで商品を注文し、これをタイムリーに受け取ることが可能となる。

また、「条件不利地」とされていた地域で生活する人達も、地域外の企業に就職しなくても世界中の人々を顧客にすることが可能になり、例えば、自然溢れる島に住みながら個性豊かな「商品」や「サービス」を提供するビジネスが可能になるなど、全ての者に対して活躍のチャンスを生み出すことが可能になる。

(2) 経済活動の「糧」が変わる

20世紀までの経済活動の代表的な基盤は、安定的な「エネルギー」と「ファイナンス」の供給。天然資源の乏しい日本にとって、エネルギー供給は日本経済の潜在的な「弱み」であった。また、金融面でも、日本は世界的な競争から遅れを取っているのが現状である。

こうした「弱み」を、ブロックチェーン技術等を活用した集中から分散型によるセキュリティの確保や、新しい決済手法、スマートエネルギーマネジメントなど、最新の技術革新を取り入れることにより、国際競争で互角に戦える「強み」に変えることが可能となる。

さらに、21 世紀のデータ駆動型社会では、経済活動の最も重要な「糧」は、良質、最新で豊富な「リアルデータ」。データ自体が極めて重要な価値を有することとなり、データ領域を制することが事業の優劣を決すると言っても過言ではない状況が生まれつつある。

これまで世の中に分散し眠っていたデータを一気に収集・分析・活用する (ビッグデータ化) ことにより、生産・サービスの現場やマーケティングの 劇的な精緻化・効率化が図られ、画一的ではない、個別のニーズにきめ細かく、かつリアルタイムで対応できる商品やサービス提供が可能になる。

例えば、個人の健康状態に応じた健康・医療・介護サービスや、時間や季節の変化に応じた消費者のニーズの変化を的確に捉えた商品、農産品の提供などが可能となる。ものづくり、医療、輸送など、現場にあるリアルデータの豊富さは、日本の最大の強みであり、サイバーセキュリティ対策に万全を期しながらそのデータ利活用基盤を世界に先駆けて整備することにより、新デジタル革命時代のフロントランナーとなることを目指す。

(3) 「行政」「インフラ」が変わる

国民生活やビジネスを取り巻くデジタル環境が大幅に変化する中、旧態依然としたアナログ行政から決別し、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる原則(「紙」から「データ」へ)の下、公的個人認証システムの普及と利便性向上により、様々なライフイベントや事業活動を巡る行政手続等において、国民や企業が直面する時間・手間やコストを大幅に軽減する。

また、行政が保有する膨大なデータのオープン化(誰もが利活用できるインフラ化)により、データを活用したイノベーションや新ビジネス創出、次世代ヘルスケア・システムの構築などを促進していく。

さらに、港湾、空港、道路、上下水道などのインフラ管理でも、民間活力 (PPP/PFI等)や技術革新の徹底活用を図ることにより、設置及びメンテナンスのコストの劇的な改善がなされるのみならず、インフラの質の抜本的な向上が実現する。

(4) 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

自動走行を含めた便利な移動・物流サービス、オンライン医療や IoT を活用した見守りサービスなどにより、人口減少下の地域でも、高齢者も含め利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力を高める。

豊富なデータと、5G 等の高速大容量の通信回線などの活用により、地域でも日本中・世界中の知識集約型の企業や大学・研究機関とコラボレーションが可能となり、町工場も世界とつながり、地域発のイノベーションと付加価値の高い雇用の場が拡大する。

日本の豊かな観光資源に加え、豊富なリアルデータや多言語音声翻訳技術等を活用した外国人観光客に対する多様なサービスの提供により、地域での交流人口の拡大と消費拡大が実現する。

データ連携や IoT、3D プリンター等を活用して、顧客の多様なニーズに対応する多品種少量生産等が可能となり、高い現場力を有し、小回りの利く中小企業ならではの新たな市場獲得のチャンスが生まれる。また、AI、IoT、ロボットの活用によるバリューチェーン全体の高付加価値化により、「稼げる」農林水産業が、若者にとって魅力ある雇用の場を提供する。

(5)「人材」が変わる

第4次産業革命の技術革新により、人間がこれまで行ってきた単純作業や反復継続的な作業は AI、ロボット等が肩代わりし、3K 現場は激減する。そうした中、「人生 100 年時代」にふさわしい多様なリカレント教育と、デジタル技術を活用した個別化学習、遠隔教育などを通じ、AI 時代に対応できる能力を身につけることにより、老若男女を問わず、あらゆる人々に、やりがいや、よりキャリアアップした仕事を選択するチャンスが与えられる。

女性、高齢者、障害者、外国人材等が活躍できる場を飛躍的に広げ、個々の人材がライフスタイルやライフステージに応じて最も生産性を発揮できる働き方を選択できるようにするとともに、ICTの普及・進化により、テレワーク、クラウドソーシング、副業・兼業など、従来の「正社員」とは異なる柔軟で多様なワークスタイルを拡大させる。

これらを通じた労働生産性の向上は、日本経済の成長だけではなく、個々人にとっても自由な時間を提供することとなり、余暇の活用など生活の質の向上、望ましいワーク・ライフ・バランスの選択、さらに学び直しの時間も含めた「人生の再設計」を可能としていく。

4. 経済構造革新への基盤づくり

「Society 5.0」を構築する原動力は、新しい技術やアイデアをビジネスに活かす「民間」のダイナミズム。産業界は、様々なつながりにより付加価値を創出する Connected Industries に自らを変革し、イノベーションを牽引することが期待される。日本の強みを活かすイノベーションを実現する上での「官」の役割は、イノベーションが起こりやすい環境や制度を徹底的に整えるべく、その 隘路 となり得る分野横断的な課題を徹底的に克服すること。

このため、データ利活用基盤や人材・イノベーション基盤など、データ駆動型社会の共通インフラを整備するとともに、大胆な規制・制度改革や「Society 5.0」に適合した新たなルールの構築を進める。

(1) データ駆動型社会の共通インフラの整備

①基盤システム・技術への投資促進

- ・我が国の強みである現場データをリアルタイムに処理する AI チップなど のエッジ処理技術、量子などの次世代コンピューティング技術の開発を 促進する。
- ・大容量・高速通信を支える 5G について、本年度末に周波数割当を行い、 民間事業者による基盤整備を促進し、2020 年からのサービス開始につな げる。また、セキュアで高速の学術情報ネットワークを企業にも開放し、 「Society 5.0」に係る産学共同研究を加速度的に進めていく。
- ・様々なデータの流通が国内外で本格化する中、セキュリティを確保するため、サプライチェーンを通じた機器・サービスの信頼性の証明、政府調達に係るクラウドの安全性評価、重要なインフラ分野等におけるデータの適切な保護・流通の仕組みの検討など、サイバーセキュリティ対策を推進する。

②AI 時代に対応した人材育成と最適活用

AI 時代には、高い理数能力で AI・データを理解し、使いこなす力に加えて、課題設定・解決力や異質なものを組み合わせる力などの AI で代替しにくい能力で価値創造を行う人材が求められることに鑑み、教育改革と産業界等の人材活用の面での改革を進めるとともに、「人生 100 年時代」に対応したリカレント教育を大幅に拡充する。

- ・2020 年度からの小学校でのプログラミング教育を効果的に実施するため、 教材開発や教員研修の質の向上を実現するとともに、無線 LAN や学習者用 コンピュータなどの必要な ICT 環境を 2020 年度までに整備すべく、地方 自治体における整備加速を支援していく。
- ・義務教育終了段階での高い理数能力を、文系・理系を問わず、大学入学以降も伸ばしていけるよう、大学入学共通テストにおいて、国語、数学、英語のような基礎的な科目として必履修科目「情報 I」(コンピュータの仕組み、プログラミング等)を追加するとともに、文系も含めて全ての大学生が一般教養として数理・データサイエンスを履修できるよう、標準的なカリキュラムや教材の作成・普及を進める。
- ・先端的な AI 人材の育成のため、工学分野における学科・専攻の縦割りや、工学(情報等)と理学(数学、物理等)など学部等の縦割りを越えて分野横断的で実践的な人材育成を行う「学位プログラム」を実現するべく、大学設置基準等の改正を行う。
- ・民間企業の老朽化した IT システム(レガシーシステム) を刷新し、デジタル・トランスフォーメーションを推進しつつ、現在、IT システムの保守・運用に割かれている IT 人材へのリカレント教育を促進し、AI・データ分野での最適な活用を実現する。また、企業、大学等の組織改革や人事・給与制度改革を促進し、内外の高度 AI 人材へのグローバルに遜色ない高待遇を実現する。
- ・副業・兼業を通じたキャリア形成を促進するため、実効性のある労働時間 管理等の在り方について、労働者の健康確保等にも配慮しつつ、労働政策 審議会等において検討を進め、速やかに結論を得る。

③イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携

第4次産業革命が進展する中、知と人材の集積拠点である大学・国立研究開発法人のイノベーション創造への役割が重さを増しつつある中、イノベーションの果実が次の研究開発に投資されるイノベーションエコシステムを産学官が協力して構築する。

・研究大学における学長(経営責任者)とプロボスト(教学責任者)の機能 分担、経営協議会の審議活性化、経営人材キャリアパスの形成等を含む大 学ガバナンスコードを来年度中に策定する。

- ・研究大学を中心とした国立大学を対象に、民間資金の獲得等に応じ運営 費交付金の配分等を行う仕組みを本年度中に検討し、試行的な導入を早 急に行う。
- ・若手研究者の活躍の機会を増大させるため、国立大学の教員について年 俸制を段階的に拡大するとともに、適切かつ実効性のある業績評価に基 づく給与水準の決定を徹底する。また、若手研究者が自立的に研究に挑戦 できるよう、科学研究費助成事業等について若手向け研究種目への重点 化を図る。

(2) 大胆な規制・制度改革

①サンドボックス制度の活用と、縦割り規制からの転換

- ・生産性向上特別措置法において創設された新技術等実証制度(いわゆる「規制のサンドボックス制度」)を政府横断的・一元的な体制の下で推進することにより、革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進する。
- ・従来の産業分類にとらわれない革新的なビジネスが次々と登場してくる中で、規制の「サンドボックス」制度の運用から導かれる制度見直しニーズへの対応も含め、いわゆる業法のような既存の縦割りの業規制から、サービスや機能に着目した発想で捉え直した横断的な制度への改革を推進する。

②プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備

・プラットフォームの寡占化が進む中で、新たなプラットフォーム型ビジネスが次々と創出され、活発な競争が行われる環境を整備するため、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能な API 開放等を含め、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和(参入要件の緩和等)、デジタルプラットフォーマーの社会的責任、利用者への公正性の確保など、本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める。

Ⅱ. 経済構造革新への基盤づくり

- 「1]データ駆動型社会の共通インフラの整備
- 1. 基盤システム・技術への投資促進
- (1) KPI の主な進捗状況
 - 《KPI》2020 年までに、情報処理安全確保支援士登録数3万人超を目指す。

⇒2018年4月1日:9,181人

《KPI》(新) 業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例を 2020 年度までに 30 事例創出する。

(2) 政策課題と施策の目標

目に見えるモノを中心としたリアル経済圏から、データやアイデアといった目には見えないものが行き交うサイバー経済圏へと、社会経済の在り方が大きく変わりつつある。このことは既存の企業のビジネス基盤を大きく変えるとともに、安全・安心の概念も変え、必要となる技術・インフラも大きく変化していく。

このため、新たな資源となったデータの高度活用・流通を促進し、 民間企業の大胆なデジタル・トランスフォーメーションのための環境 整備を図っていく。

また、これらを支えるデジタル・インフラとして、深刻化するサイバーセキュリティの強化、ブロックチェーンなどの新たな技術の積極導入、膨大なデータを支える 5G などのインフラの整備を加速する。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

- i)データ連携活用基盤の構築
- ①産業データの連携・活用
- ・本年5月に成立した生産性向上特別措置法に基づく産業データ活用事業認定制度に係る制度整備を行い、「自動走行・モビリティサービス」「ものづくり・ロボティクス」「バイオ・素材」などの Connected Industries の重点分野を中心に、地図データ、素材データ、保安データ等について、協調領域における産業データの共有・連携事例の拡大を図るとともに、実装支援を強化する。
- ・行政機関や企業などの民間機関の間で散在するデータを全て連携することを目指し、データ標準や共通語彙基盤 (IMI) 等を用いた横断的なデータ活用基盤を3年以内に整備する。

- 3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援 3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築
- (1)KPIの主な進捗状況
 - 《KPI》2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3 倍増とすることを目指す。

⇒1,244 億円 (2016 年度実績)

《KPI》2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4 % 以上とする

⇒3.42% (2016年度実績)

(2) 政策課題と施策の目標

第4次産業革命の進展により資本集約型経済から知識集約型経済に経済構造が変化する中、知と人材の集積拠点である大学・国立研究開発法人のイノベーション創造への役割は重さを増しつつある。

これまでの改革により、大学等のガバナンスとイノベーション創出力の強化を図ってきたところであるが、今後、世界と互して競争を行うためには、イノベーションの果実が次の研究開発に投資されるイノベーションエコシステムを産学官が協力して構築することが必要である。

このため、改革の要となる学長等のリーダーシップに基づくガバナンスの下、強みを有する分野へ投資を集中することで、特色のある研究・教育活動を展開するとともに、その取組の「見える化」等を更に進め投資を呼び込み民間資金等を獲得する経営への転換の一層の促進を加速する。これらの取組に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔として取りまとめた「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、産学官連携して推進する。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

- i) 大学改革等による知的集約産業の創出
- ①大学経営環境の改善
 - ・研究大学における学長(経営責任者)とプロボスト(教学責任者)の機能分担、経営協議会の審議活性化、経営人材キャリアパスの形成等を含む大学ガバナンスコードを来年度中に策定し、大学の自主性・特性を踏まえつつ、透明・公正かつ迅速・的確な意思決定を行うガバナンスを実現する指針を示す。

- ・大学経営に広く学外の声を取り入れ、産業界等の手法の取入れ加速を図るため、国立大学への産業界等からの複数外部理事登用に向けた国立大学法人法の改正等のルール化を進めるとともに、大学改革・経営に携わる当事者間の横の連携を強化・組織化し経営課題や解決策について意見交換・情報提供する場である「大学改革支援産学官フォーラム(仮称)」を来年度から設置する。
- ・経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数 大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の 改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。
- ・経営に課題のある大学の救済とならないよう配意しつつ、国公私の枠 組みを超えて大学等の連携や機能分担を促進する「大学等連携推進法 人(仮称)」制度の創設について来年度中に検討する。
- ・研究大学を中心とした国立大学に対し、民間資金の獲得等に応じ、評価を通じた運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みについて本年度中に検討し、早急に試行的に導入を行う。
- ・国立研究開発法人等において、成果活用等を支援する法人を通じた民間企業等との連携促進、研究成果の活用促進に向けた出資対象範囲や 出資可能な主体の拡充等により、イノベーション創出機能の強化を図 る。

②人材流動性の向上・若手の活躍機会の創出

・人材の流動性の向上・若手の活躍機会の創出を図るため、国立大学教員について、適切かつ実効性のある評価に基づく年俸制の完全導入を目指して段階的に拡大し、シニア教員について、在職期間の長期化により処遇が有利にならない仕組み ⁵を整備するなどの人事給与マネジメント改革を進める。加えて、給与面でのインセンティブ設定等により民間資金等を柔軟に活用したクロスアポイントメント制度を積極的に活用する。

③研究生産性の向上

・研究生産性の向上を図るため、競争的研究費の一体的な見直しに来年 度から着手する。

一科学研究費助成事業及び科学技術振興機構戦略的創造研究推進事

⁵ 例えば、退職手当の在り方の見直し、任期制の導入、国家公務員の定年の引き上げに関する検 計動向等を反映した給与水準の見直し等

業について、若手関連種目への重点化を図るとともに、新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を推進する。

- ーその他の各府省の競争的研究費についても、若手の育成や支援を重 視した仕組みの導入や充実を検討する。
- -加えて、プロジェクト型競争的研究費により雇用される若手等が当該プロジェクト以外の研究活動を行う際の要件について、本年度中に考え方を整理する。
- ・来年度から若手研究者を中心に新興・融合領域の開拓や挑戦的な研究 の強化も含め、研究生産性の高い事業等へのリソースの重点投下・制 度改革や、若手研究者を対象とした研究能力の向上及び研究者ネット ワークの構築にも資する海外特別研究員事業の拡充、共同利用・共同 研究体制の強化等を図る研究力向上加速プランを実施する。
- ・若手研究者等が、競争的な環境の下、腰を据えて研究に取り組み自身 のキャリアを構築できるよう、卓越研究員事業の実施等により、活躍 の場の確保や研究マネジメント力の向上を図る。
- ・産学官連携を支え、生産性の飛躍的向上の基盤となる高速電子計算機施設、放射光施設、中性子線施設等の先端的な研究施設・設備の整備・共用やポスト「京」の開発を進めるとともに、大学等が有する研究設備・機器等を有効活用するための研究組織内共用システムについて平成32年度末までに100組織を目指して展開し、複数大学、高等専門学校、公設試等が連携した研究機器相互利用ネットワークを構築する。

④ボーダーレスな挑戦 (国際化、大型産学連携)

- ・来年度中に総合科学技術・イノベーション会議において、海外資金獲得増大に資する海外ファンドの獲得や我が国大学・国立研究開発法人と外国企業との共同研究に関し、安全保障貿易管理等に配慮しつつ、外国企業との連携に係るガイドラインを策定する。
- ・大学における産学連携マネジメント体制の強化を図るため、オープンイノベーション機構の整備を推進し、大学等が有する技術シーズの「見える化」を進める。加えて、大学、産業界、TLOのネットワーク強化を図るなど、オープンイノベーションネットワークの構築を目指す取組を来年度から開始する。
- ・地域大学等の特徴ある技術を核に事業をプロデュースするチームを創設、知財戦略の強化や最適な技術移転を促進する。その際、自治体主導でさまざまな主体の参画のもと、デザイン思考による地域の社会課

題解決を通じて、地域の新産業創出とイノベーションエコシステムの 形成を図る。

- ・海外留学支援及び外国人留学生・研究者の受入れの促進や戦略的な情報発信を通じた大学の国際化を進める。また、本年度から開始される卓越大学院プログラムにおいては、学内資源の重点化に加え、企業等からの外部資金等を活用しつつ、企業や海外トップ大学との共同研究を通じ、「Society 5.0」等を担う高度な博士人材の育成を推進する。
- ・高等専門学校について、技術者教育の特色を基盤に、大学等との連携により機能を補完する等、「Society 5.0」時代を担う IoT、ロボティクス、サイバーセキュリティ等の技術者の育成に資する高等専門学校教育の一層の高度化・国際化を来年度から推進する。
- ・「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議策定)を踏まえた全国の大学の産学官連携の取組を比較評価できるファクトブックを本年度に充実化するとともに、大学と産業界とのマッチング等の共同研究等を拡大する方策について本年度末までに検討を行う。

ii)我が国が強い分野への重点投資

- ・「Society 5.0」の実現に向け、制度改革と一体となって、基礎研究から実用化・事業化を見据えた一気通貫した戦略で研究開発から社会実装までを目指す戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)、民間投資誘発効果の高い分野の研究を加速する官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)等を引き続き着実に推進するとともに、その成果の社会実装やその研究開発マネジメント手法の各府省への横展開を図る。
- ・新たな価値やサービスの創出を通じた生産性革命に貢献するため、 民間投資を誘発しつつ、新しい試みに挑戦し、非連続なイノベーションを積極的に生み出すハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進する。
- ・世界を先導する経済的・社会的価値の創出に向け、我が国の基礎科学力・人的基盤の強みを最大限に活かして、世界の第一線で活躍する人材の糾合の場となり国際頭脳循環の核となる世界トップレベルの研究拠点や、情報科学技術を核として「Society 5.0」の実現を目指す先端中核拠点の形成を着実に進める。
- ・研究拠点や研究基盤の整備に当たっては、知識集約社会の形成を目指

- し、国際的に優位な学術情報通信基盤等やこれまでの集積を活用する とともに、組織のトップのマネジメントの下、内外のトップ研究者を 結集し、イノベーション・ベンチャーのエコシステムの構築等を通じ て、産学官の枠を超え、リソースを結集して行う。
- ・学術研究のみならず高い産業利用ニーズが見込まれ、我が国の研究力強化と生産性向上に貢献する、軟 X 線向け高輝度 3GeV 級放射光源(次世代放射光施設)について、財源負担も含めた官民地域パートナーシップにより推進する。
- ・社会・経済に破壊的なイノベーションをもたらすものとして世界で研究開発投資が拡大する量子科学技術について、産学官連携を強化する ための拠点構築の推進など、戦略的な取組を推進し、生産性革命に貢献する。
- ・我が国が「強み」を有し、産業基盤を支えるナノテク・材料分野に関して、国内外の動向やサイバー技術、ロボット技術等の進展によるパラダイムシフトを踏まえた新たな研究開発戦略を本年秋までに策定し、着実に実施する。
- ・健康・医療・介護、製造現場等のリアルデータやセンサーとの実装技術等我が国が強みを有する分野と AI 技術との組合せによる技術開発を産学官で社会実装まで推進する方策と、良質な少数データから学習する AI 等、現在の AI 技術の弱みを克服する AI 基盤技術について明確にした、人工知能技術戦略実行計画を本年夏までに策定する。
- ・民間の研究開発投資を呼び込む新しい研究支援手法についての検討を 踏まえ、IoTネットワーク基盤技術、AIによるネットワーク最適制御 技術などの情報通信技術に関し、基盤技術の開発と並行した利活用技 術の開発の推進方策や、挑戦的なテーマ・目標の達成を競うコンテス ト型研究開発といった民間活力を活用した新たな制度の導入につい て本年度中に結論を得る。

4. 知的財産・標準化戦略

(1) KPI の主な進捗状況

- 《KPI》今後 10 年間 (2023 年まで) で、権利化までの期間を半減させ、 平均 14 月とする。
 - ⇒2016 年度実績は平均 14.6 月
- 《KPI》中小企業の特許出願に占める割合を 2019 年度までに約 15%と する。
 - ⇒2016 年度実績は15%
- 《KPI》2020 年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化 を 100 件実現する。
 - ⇒2018年5月末実績は、12件

(2) 政策課題と施策の目標

IoT、ビッグデータ、AI 等の活用の進展等を背景として、時代の変化に機敏に対応するのみならず望ましい変化を自ら作り出す、プロイノベーション戦略を基調とする新たな知的財産戦略が必要となっている。

このため、新たな知的財産戦略ビジョンを策定し、同ビジョンに基づき、これからの時代に対応した人材・ビジネスの育成、新たな挑戦・ 創造活動の促進、新たな分野の仕組みのデザインを促進する。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

- ・データや AI の徹底的な利活用による「Society 5.0」時代の経済成長を実現するため、中長期の社会展望と知財システムの在り方を提示する「知的財産戦略ビジョン」(平成 30 年 6 月 12 日知的財産戦略本部決定)に基づき、毎年「知的財産推進計画」を決定し、知財・標準化戦略を推進する。
- ・IoT、AI、ビッグデータ等の新技術による社会変革(イノベーション) を促進する「デザイン経営」の奨励及びブランド形成に資するデザインの保護等の観点から、意匠制度をはじめ他の知的財産権に係る法制度の見直しを含め、「デザイン経営」に資する制度の在り方や奨励する方策について検討し、必要な措置を講ずる。
- ・「経営デザインシート」(平成30年5月9日知的財産戦略本部)等の普及、投資家向けの報告書や金融機関による事業性評価等での活用促進を通じて、企業が知財の価値を評価しつつ将来のビジネスを構想する

取組を推進する。

- ・著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発及びライセンシング環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。
- ・不正競争防止法におけるデータの不正取得等に対する差止めの創設等の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、不正競争防止法に関する普及・啓発などの必要な措置を講ずる。
- ・民間の国際標準化活動やルール形成についての支援を拡充するとともに、司令塔機能(政府CSO (Chief Standardization Officer))の在り方の検討を進め、「Society 5.0」を日本発のイニシアティブとして国際社会に発信するための国際標準化の在り方について、官民が連携して検討する。
- ・「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」(平成 30 年4 月 13 日知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議決定)を踏まえ、正規版 流通の拡大のほか、サイトブロッキングに係るものを含め、必要な法 整備の在り方や国民への著作権教育を含む方策について検討する。